

前期基本計画

第1章 子どもの声がひびく子育て・教育の村

1-1 子育て支援



現状と課題

わが国では、少子化がさらに進む中、令和5年度に、「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども基本法」を施行し、少子化対策を重点的に進めています。

本村ではこれまで、子育て支援に関する総合的な指針として、子ども・子育て支援事業計画を策定し、18歳までの子どもの医療費の助成や保育料の完全無料化等の経済的支援をはじめ、保育サービスや各種子育て支援サービスの充実など、どこよりも子育てしやすい村づくりを目指した取り組みを積極的に行ってきました。

しかし、本村においても、少子化は依然として進みつつあるとともに、核家族化の進行等により子育て環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭もみられます。

このような中、本村では令和6年度に、子育て支援の拠点として、「こども家庭センター」を設置したほか、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、この土地で子どもを産み育てたい、子どもの声がこだまする地域づくりを目指し、本村の実情に即した多面的な子育て支援施策を一体的に推進していくことが必要です。

主要施策

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

安心して妊娠・出産ができるよう、母子手帳の交付や妊産婦健康診査、妊婦相談、訪問、産後ケアに関する支援、不妊治療に関する相談・助成等を行うとともに、デジタル化の推進やSNS^{※11}の活用などを進め、利便性の向上を図ります。

※11 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

（２）保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、保育士等の人材の確保及び資質の向上、保育園の施設・設備の整備充実、保育内容の充実を図ります。

（３）地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子育て支援拠点事業や学童クラブ、一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業※¹²をはじめ、地域における多様な子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

（４）「こども家庭センター」の充実

妊娠期からの切れ目のない母子支援、子どもたちの健やかな成長のサポートを目的に、SNSによる24時間相談の導入をはじめ、各種相談支援機能の充実を図り、子育て支援の拠点として機能充実を進めます。

（５）子育て世帯への経済的支援の推進

妊娠・出産・子育ての各ステージにおける世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の助成や保育料の完全無料化、妊婦のための支援給付金や誕生祝金の支給をはじめ、各種の経済的支援を推進します。

（６）結婚支援の推進

独身男女の結婚を支援するため、民間企業と連携し、会員制結婚相談所の入会・利用を支援するほか、結婚して村内で新生活を始める人の住居費や引越費用を補助する結婚新生活支援事業を実施します。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
出生者数	人	27	50
産婦人科小児科オンラインの登録者数	人	75	300
子育て支援センター利用人数	人	1,008	4,320
一時保育利用人数	人	83	120
結婚相談所会員登録者数（累計）	人	1	15
DVや虐待の通告義務を知っている人の割合	%	79.6	90.0
「子育て支援体制」住民満足度	%	36.6	50.0

※¹² 子育ての支援を受けたい人と支援ができる人が会員登録し、支援活動を行う事業。

1－2 学校教育



現状と課題

わが国では、令和5年度に、総括的な基本方針として、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング※¹³の向上を掲げた第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

現在、本村には、小学校が3校、中学校が1校あります。

本村ではこれまで、各学校施設の整備を計画的に進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実を積極的に進めてきました。

近年では、児童生徒数の減少や施設の老朽化等を踏まえ、教育環境の向上を進めるため、保護者や地域住民、関係機関・団体等とともに、新しい学校の建設に向けた議論を進めています。

また、令和7年4月から、中学校のスクールバスを運行しています。

今後は、新しい学校の建設に向けた議論をさらに進めていくとともに、教育内容についても、社会情勢が大きく変化する中で、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような子どもたちを育成していくことが求められています。

このため、統合小中学校の建設に向けた具体的な取り組みや、それまでの学校施設の長寿命化を図るとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、地域との連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要があります。

主要施策

(1) 学校施設の更新と統合小中学校の建設

老朽化等の状況を踏まえ、バリアフリー設備や高断熱化設備など、これからの時代に求められる機能を備えた校舎へ更新し、教育環境の向上を図るとともに、小中一貫した切れ目のない新しい学びが実現できる学校、地域とともにある学校の建設に向け、スクールバスなどの通学方法もあわせて官民共創の取り組みを計画的に進めます。

※¹³ 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

（２）確かな学力の育成

基本的な知識・技能の定着を図るとともに、グローバル化に伴うコミュニケーション能力の向上、デジタル化による新たな時代に対応した多様な学びの機会やキャリア教育※¹⁴の充実を図り、児童生徒が夢や希望を持って将来を自ら切り拓いていけるよう、自ら学び、自ら考える力を備えた『自律した学習者』の育成を推進します。

（３）健康な体と豊かな人間性の育成

健康・安全教育、食育の充実に努め、体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、自然や生き物などとふれあう体験学習や交流、道徳教育、人権教育、読書活動の推進などを通して、自他を大切にする心や社会性の育成、規範意識の醸成等に努め、豊かな心を育てます。

（４）就学援助や特別支援教育の推進

合理的な配慮や特別な支援・援助を必要とする児童生徒や家庭が適切な支援等を受けられるよう、多様な支援や援助の充実を図り、就学における負担軽減を図ります。

（５）いじめ・不登校への対応

いじめや不登校などの問題に対し、スクールカウンセラー※¹⁵等による相談や教育支援センター「子ども未来塾」における指導の充実に努めるほか、「こども家庭センター」等と連携し、児童生徒の安全確保、社会的自立と学校への復帰等を支援します。

（６）学校と地域との連携強化

地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクール※¹⁶の充実や中学校部活動の地域移行について、学校施設の利活用のほか、地域の施設や人材を生かした活動の推進、地域人材の育成など、地域連携の強化・充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
統合小中学校建設の進捗状況	%	0.0	100.0
英語検定受検者数	人	98	120
放課後子ども教室開催回数	回	41	45
「家庭学習の習慣化」の割合	%	75.0	80.0

※¹⁴ 子どもの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

※¹⁵ 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※¹⁶ 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

1－3 社会教育



現状と課題

一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる学習社会の実現が求められています。近年では、人生 100 年時代やデジタル社会を迎える中、生涯にわたって学び、活躍できる環境整備や、地域コミュニティの基盤を支える学習活動がますます重視されてきています。

本村では、急激な社会変化に柔軟かつ主体的に対応していくためには、生涯にわたって学び続ける意欲と態度が大切であり、自律した学習者を育成することが重要であるととらえています。

その一貫した姿勢が住民一人ひとりの「自律（自立）」と「共生」と「創造」の姿勢につながるとともに、村の活力となることが期待されます。

このため、すべての住民が健康で生きがいのある生活を目指し、誰もが学べるよう、公民館を中心とした教育講座の開設や設備の整備充実に努めるとともに、生涯にわたって健康的に人生を楽しめるよう、スポーツ活動の充実や施設整備を進めていく必要があります。

また、村の宝となる文化財や文化芸術活動にも力を注ぐべく、文化財の保護・活用を進めるとともに、文化協会を中心とした芸術活動のさらなる活発化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

（１）生涯学習推進体制の充実

子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが、それぞれの年代や価値観に応じて主体的に学べる生涯学習社会の構築を目指し、住民と行政が連携しながら生涯学習推進体制の充実に努めます。

（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域社会の教育力の向上を目指し、地域の人材や教育資源を生かした自然体験や社会体験が行える体制づくりや交流・学習機会の充実に努めます。

（３）文化・芸術の振興

住民が主体的に学んだ成果等が広く共有・反映されるよう、文化祭や芸能祭など、発表・活動の場や機会の提供に努めます。

（４）スポーツの振興

子どもから高齢者まで、年齢や体力に応じて、いつでもスポーツやレクリエーション活動を楽しみ健康を維持するとともに、スポーツのよさ（交流・競技ルールの意味等）が深められるよう、スポーツの振興に努めます。「中学校の部活動の地域移行」については、推進協議会を中心に協議し、環境整備を行います。

（５）公民館を利用した活動の充実

公民館については、住民の多様化する要望や学習ニーズに対応できるよう、施設改善や施設整備に努めるとともに、図書館の蔵書の充実を進め、施設の多目的な利用や地域クラブ活動の拠点としての利用促進に努めます。

（６）学校運営協議会機能を生かした生涯学習・社会教育の充実

学校と地域が連携・協働して学校づくりを行うコミュニティ・スクールの活動を通じて、家庭や地域社会の教育力の向上を進めます。

（７）スポーツ施設の整備充実と管理体制の充実

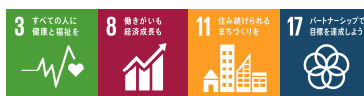
施設整備については、老朽化への対応や安全性の確保を見据え、利用状況に合わせた設備更新や改修等の計画を立案し、利用者目線に立った整備充実を図ります。管理については、利便性の向上に向けて努力するとともに、民間委託など管理・運営体制の充実についても検討していきます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 (実績)	令和１１年度 (目標)
図書室年間利用者数	人	810	891
スポーツ教室参加人数	人	523	575
スポーツ施設ＬＥＤ化率	%	16.6	100.0
村の講座や教室等を利用した生涯学習活動をした人の割合	%	8.2	9.0
「生涯学習環境」住民満足度	%	25.2	27.7
「青少年の健全育成環境」住民満足度	%	32.3	35.5
「文化芸術環境」住民満足度	%	20.8	22.8
「スポーツ環境」住民満足度	%	33.0	36.3

第2章 やさしく健やかな健康福祉の村

2-1 高齢者支援



現状と課題

わが国では、世界に類をみないスピードで高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム※17の充実に向けた取り組みを進めています。

本村ではこれまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、健康・生きがいつくりや包括的な支援体制の強化、認知症対策の推進、在宅生活の支援、介護保険サービスの提供等に向けた各種の施策・事業を推進してきました。

今後、本村の高齢化はさらに進むことが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等が見込まれるとともに、生きがいつくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援全般のさらなる充実が必要となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、ともに支え合い、いきいきと暮らせる元気な村づくりに向けた具体的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。

(2) 健康・生きがいつくりの推進

各種健診・相談の実施をはじめとする保健事業の推進による健康づくりはもとより、シルバー人材センターの運営支援や老人クラブ活動の支援等による生きがいつくりを進めるほか、高齢者が介護・支援が必要な状態にならないよう、住民主体のサービス提供体制を充実させながら、各種介護予防事業に取り組みます。

※17 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

（３）包括的な支援体制の強化

地域包括ケア体制の一層の充実に向け、高齢者を地域全体で支える中核機関である地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携等に向けた取り組みを進めます。

（４）認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法に基づき、認知症に対する正しい知識の普及・啓発や認知症サポーター※¹⁸の養成・活用、認知症カフェ※¹⁹の開設など、認知症施策を推進します。

（５）在宅生活の支援

高齢者の日常生活を支援するため、高齢者のバス運賃の助成や緊急通報システムの貸与をはじめとする在宅支援サービスの提供、日常生活用具やおむつの給付など家庭介護者への支援等を行います。

（６）介護保険サービスの提供

介護保険サービスを必要とする高齢者に適切なサービスを提供できるよう、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで総合的な運営体制の充実を図り、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を行うとともに、サービス事業者に対する指導・助言を行い、サービスの質と量の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
らくらく筋トレ体操の参加人数	人	265	300
認知症カフェ開設箇所数	箇所	1	3
「高齢者支援体制」住民満足度	%	30.9	40.0

※¹⁸ 認知症の人や家族を見守る支援者。

※¹⁹ 認知症の人や家族、地域住民などが集まるカフェ。

2-2 障がい者支援



現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう、ソーシャルインクルージョン※20の理念に基づく社会づくりが求められています。

本村ではこれまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、障がいへの理解を深めるための広報・啓発活動等の推進や障がい福祉サービスの提供体制の充実、障がい者の就業・社会参加の促進をはじめ、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした各種の施策・事業を推進してきました。

近年、障がい者の高齢化が進むとともに、介護者の高齢化も進んでおり、親亡き後の生活や将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就業についても社会全体におけるさらなる理解が必要であり、障がい者支援全般の充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和2年度に策定した障がい者計画及び令和5年度に策定した障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、ソーシャルインクルージョンの理念に基づく村づくりに向けた具体的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

障がい者支援を総合的・計画的に進めるため、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行います。

(2) 障がい者への理解と認識の促進

障がいのある人に対する住民の理解を深めるため、啓発活動や情報提供、障がい者団体をはじめとする関係団体とのネットワークの構築を進めます。

※20 すべての人を地域で包み込み、お互いに助け合う社会を目指す考え方。

（３）生活支援サービスの充実

障がいのある人が身近な地域でサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの提供体制の充実を促進するほか、利根沼田地域で広域的に設置している「地域生活支援拠点等※²¹」の周知と活用を図ります。

（４）保健・医療体制の充実

各種健診・相談の実施をはじめとする保健事業の推進や医療機関等との連携を通じ、障がい発生リスクの軽減や障がいの早期発見・早期治療・リハビリテーション等を支援します。

（５）療育・教育体制の充実

妊娠初期から乳幼児期、学童期、そして成人期に至るまで、「こども家庭センター」を中心に、重層的で切れ目のない療育支援を行うとともに、一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進します。

（６）就業・社会参加の促進

利根沼田地域で広域的に設置している障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、障がいのある人の就業を支援するほか、障がいのある人の学習・文化・スポーツ活動の参加機会の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
移動支援事業支給決定者数	人	3	5
施設入所支援利用者数	人	14	13
共同生活援助利用者数	人	16	20
「障がい者支援体制」住民満足度	%	24.0	30.0

※²¹ 障がい者等の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えた生活支援のための拠点機能を持つ場所や体制のこと。

2－3 地域福祉



現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化等を背景に、家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が指摘されています。また、8050（9060）問題^{※22}やダブルケア^{※23}など、対象者ごとの縦割りの制度による公的サービスだけでは対応が難しい課題が出てきています。

このような複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体等が自分のこととして参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※24}」をつくり上げていく必要があります。

本村では、社会福祉協議会が、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉団体、福祉ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

また、見守り支援活動として、「昭和村安心お守り隊」が組織されており、地域の見守りや防犯活動等を行っています。

今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化することが予想され、特に、ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の生活支援の重要性が一層高まることが見込まれます。

このため、令和3年度に策定した第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、また見直しを行いながら、「地域共生社会」の実現を目指し、住民や住民団体等が自主的に参画する地域福祉の仕組みづくりを進めていく必要があります。

主要施策

（1）地域福祉推進体制の充実

地域福祉を総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画・地域福祉活動計画の見直しを行います。

※22 80（90）代の親が、ひきこもりなどの50（60代）の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※23 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※24 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

（２）断らない包括的な相談支援体制の整備

分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応できるよう、庁内各部門の連携や関係機関・団体との連携を強化し、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。

（３）地域福祉を担う多様な担い手の育成

地域福祉を担う多様な担い手を育成するため、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体等の活動支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、住民の福祉意識の高揚と実践活動の促進に向けた啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

（４）分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進

「昭和村安心お守り隊」の充実促進等による見守り体制の強化をはじめ、外出・買い物の支援、交流の場・居場所づくり、引きこもり・孤立・孤独へ対応、虐待の防止、権利擁護の推進など、高齢者福祉・障がい者福祉・子どもの福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

（５）バリアフリー化等の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての住民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリアフリー化※²⁵、ユニバーサルデザイン化※²⁶を進めます。

（６）再犯の防止に向けた取り組みの推進

関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する取り組みや、地域の理解を深める啓発活動等を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
ボランティアセンター登録者数	人	195	200
総合福祉センター利用人数	人	74,044	100,000
地域福祉活動に参加している人の割合	%	21.2	25.0
「地域福祉体制」住民満足度	%	27.6	50.0
「バリアフリー化の状況」住民満足度	%	22.7	25.0

※²⁵道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

※²⁶すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。

2－4 保健・医療



現状と課題

わが国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、令和6年度から、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を進めています。

本村ではこれまで、健康づくりの総合的な指針として、健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画からなる「しょうわライフプラン」を策定し、保健センターを拠点として、ライフステージに応じた各種の保健事業に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、がんや心疾患、脳血管疾患を死因とする死亡の割合が本県に比べて高く、日頃の生活習慣の改善が大きな課題となっているほか、少子化が進む中、安心して出産・育児ができる環境づくりが求められています。また、全国的に心の病が増加傾向にある中、自殺予防に向けた取り組みも必要となっています。

このような中、令和6年度に、これまでの取り組みの成果と課題、国の動向等を踏まえ、新たな「しょうわライフプラン」（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、すべての住民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な昭和村の実現を目指し、誰一人取り残さない健康づくりと、より実効性を持つ取り組みの推進を基本に、心身の健康づくり施策の充実に努める必要があります。

また、本村の医療機関は、診療所が1箇所、歯科診療所が1箇所あります。

現在、一次保健医療圏として、かかりつけ医による一般的な診療と、保健センター等を中心とした予防活動等の身近な保健サービスの提供を進めており、二次医療圏としての医療体制や休日の医療体制については、広域的連携により確保していますが、今後とも、住民が安心して利用することができるよう、これらの医療体制の維持・充実、情報提供に努める必要があります。

主要施策

(1) 保健事業推進体制の充実

健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、「しょうわライフプラン」の中間評価と見直しを行うほか、地域ぐるみの健康づくり体制の強化に向け、健康づくり推進協議会の組織体制の充実、保健推進員やヘルスマイト※²⁷の育成及び活動支援、健康ポイント制度の周知・活用を図ります。

(2) 村全体の健康意識の高揚

村全体の健康意識を高めるため、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベントの開催等を図ります。

(3) 「しょうわライフプラン」に基づく健康づくりの推進

「しょうわライフプラン」に基づき、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・睡眠」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の生活習慣の改善、「がん」、「糖尿病」等の生活習慣病の発症予防・重症化予防をはじめとする各分野の目標値の達成に向け、行政としての具体的な取り組みを推進するとともに、住民や地域・団体等の自主的な取り組みを促進します。

(4) 地域医療の維持・充実

住民が安心して医療を受けることができるよう、広域的連携のもと、二次医療圏における医療体制及び「地域医療センター（沼田市）」による休日の医療体制の維持・充実に努めるとともに、これらの医療機関に関する情報提供の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
朝食をほぼ毎日食べる人の割合	%	74.9	90.0
定期的な健（検）診を受けている人の割合	%	72.7	80.0
定期的な歯科検診を受けている人の割合	%	41.8	55.0
悩みを相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	%	82.8	85.0
定期的な運動習慣のある人の割合 (1日30分以上、週2回以上継続している割合)	%	24.4	40.0
喫煙率（上段男性・下段女性）	%	36.1	12.0
	%	11.7	5.0
「保健サービス提供体制」住民満足度	%	37.2	70.0
「医療体制」住民満足度	%	24.0	50.0

※²⁷ 食生活改善推進員。

2-5 社会保障



現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行うものであり、誰もが医療を受けられる制度として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

本村では、加入者数と世帯数がともに減少傾向にある一方で、医療技術の向上等を背景に、医療費が年々増加傾向にあります。また、加入者の高齢化や低所得者の増加等により、事業の運営が厳しい状況にあります。

このため、制度の安定運営を図るために、国民健康保険税の県内市町村の完全統一に向けた取り組みや収納確保、制度の広報活動を進めるとともに、被保険者の健康維持・増進に向けた保健事業にも取り組んでいく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人及び 65 歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがに対して保険給付を行うものであり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の周知徹底を図りながら、適正運営に努める必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

近年、物価の高騰をはじめとする様々な要因により、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本村では、生活困窮者に対し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、県等関係機関と連携し、相談や各種制度の利用に関する助言・指導を行っています。本村においても生活保護世帯は増加傾向にあり、今後とも、これらの取り組みを継続して実施する必要があります。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の健全運営

各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、レセプト※²⁸点検調査等の医療費適正化対策や滞納者への納税相談・指導、国民健康保険税の収納率向上対策を行います。また、令和 15 年度の県内市町村の国民健康保険税完全統一に向けた取り組みを行い、国民健康保険制度の健全運営に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の健全運営

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をはじめ、各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、制度の周知徹底に努めます。

(3) 国民年金制度の周知徹底

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する住民の理解と認識を促進します。

(4) 生活困窮者への対応

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、民生委員・児童委員や福祉事務所等の関係機関と連携した支援に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 11 年度 (目標)
国民健康保険税収納率	%	92.5	93.1
全世帯のうちの生活保護世帯の割合	パーミル	3.7	2.0

※²⁸ 診療報酬明細書。

第3章 美しく安全な生活環境の村

3-1 環境・景観保全

現状と課題



地球温暖化がさらに深刻化する中、世界各国で脱炭素化の動きが本格化しており、わが国においても令和 32 年までにカーボンニュートラルを実現する目標を掲げています。

本村は、赤城山の裾野に広がる村で、美しく雄大な自然と優れた眺望を誇り、こうした自然環境・景観等の地域資源を守り、生かしていくため、「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

本村ではこれまで、自然環境・景観の保全をはじめ、環境にやさしい村づくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する支援や、役場庁舎への太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を進めてきたほか、景観計画を策定し、3箇所のビューポイントを整備するなど、美しい景観の形成に向けた取り組みを進めてきました。

近年では、国や県の動向を踏まえ、令和5年度に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、公共施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

今後、こうした取り組みは、環境・景観の保全はもとより、村の魅力やイメージを向上させ、人々の移住・定住につながるものとして、本村の村づくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、今後は、これまでの取り組みを発展させながら、身近な自然環境・景観から地球環境までを視野に入れた環境・景観保全施策を積極的に推進し、内外に誇りうる美しい村づくり、脱炭素社会の形成を進めていく必要があります。

主要施策

（1）地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく公共施設における省エネ行動の実施や電動車の導入、公共施設の更新等の際の太陽光発電システムの設置などにより、行政が率先して温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、住宅用太陽光発電システムの設置支援をはじめ、一般住宅や事業所の断熱省エネ化や太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進し、地域全体での温室効果ガスの排出削減を進めます。

（２）景観の保全と創造

本村ならではの美しい景観の保全と創造に向け、景観計画に基づき、住民や事業者の景観形成に向けた意識の高揚と景観づくり活動への参画・協働の促進、ビューポイントの適正な維持管理に努めるほか、「日本で最も美しい村」連合への加盟継続に向けた取り組みを推進します。

（３）環境美化活動等の促進

美しく快適な生活環境づくりに向け、地域住民や事業者等によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動、花や木の植栽などの緑化活動を促進します。

（４）生物多様性の保全

全国的・世界的な動向を踏まえ、生物多様性^{※29}やその重要性に関する広報・啓発活動の推進、希少動植物の調査、外来生物の防除など、生物多様性の保全に関する取り組みを推進します。

（５）環境に関する啓発等の推進

住民の環境保全意識の高揚と実践活動の促進に向け、「デコ活^{※30}」に関する広報・啓発活動を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 (実績)	令和１１年度 (目標)
環境に配慮した生活をしている人の割合	%	58.0	65.0
緑化活動をしている人の割合	%	27.4	40.0
「環境保全の状況」住民満足度	%	23.2	35.0
「景観の状況」住民満足度	%	38.5	50.0
「緑化の推進状況」住民満足度	%	29.2	40.0

※29 生物や生態系の豊かさを表す言葉。その損失を食い止め、さらに回復させるため、希少種等の生息・生育環境の保全・回復や外来種の防除等が求められている。

※30 CO2を減らす脱炭素化（デカーボナイズーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

3-2 廃棄物処理



現状と課題

人々の環境問題への意識が一層高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本村のごみ処理は、可燃ごみについては、沼田市、川場村、昭和村で構成する沼田市外二箇村清掃施設組合で広域的に行っており、委託業者等によって収集・運搬し、沼田市に設置された清掃工場で焼却処理を行い、不燃ごみや資源ごみなどについては、民間委託等により処理及び資源化を行っています。

本村ではこれまで、広報・啓発活動や情報提供の推進、資源の集団回収の支援、生ごみ処理機等の設置支援などにより、ごみの分別の徹底やごみの減量化、3R^{※31}の促進に努めてきました。

また、環境美化推進員やボランティアとの連携によるパトロール等を行い、ごみの不法投棄の防止に努めてきました。

このような中でも、ごみの排出量はやや増加傾向にあり、可燃ごみと不燃ごみの混入等の状況もみられ、ごみの分別の一層の徹底や減量化・資源化が求められているほか、山間部や河川沿いを中心としたごみの不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、令和5年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、広域的なごみ収集・処理体制の整備を進めるとともに、ごみの分別の徹底や減量化、3R運動の促進に一層積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、沼田市外二箇村清掃施設組合で広域的に行っており、沼田市に設置された衛生センターで処理等を行っています。今後とも、広域的連携のもと、適正な収集・運搬・処理等を進めていく必要があります。

一方、近年、世界的に食品ロス^{※32}が大きな社会問題となっており、わが国においても、国民1人あたり1日におにぎり約1個分の量の食べ物が捨てられている状況にあります。

このため、本村においても、国や県の動向を踏まえつつ、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

※31 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

※32 まだ食べられるのに捨てられる食品。

主要施策

(1) 3Rの促進

循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動や情報提供の充実、資源の集団回収の支援、生ごみ処理機等の設置支援などを行い、住民・事業者のごみ分別の一層の徹底と自主的な3Rを促進します。

(2) ごみ処理・し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、沼田市外二箇村清掃施設組合によるごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利根沼田5市町村による広域ごみ処理施設整備に向けた取り組みを進めます。

(3) ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄の未然防止に向け、広報・啓発活動の充実、環境美化推進員やボランティアとの連携によるパトロール体制の強化を進めるほか、必要に応じて不法投棄防止看板や防犯カメラの設置を図ります。

(4) 食品ロス対策の推進

県の取り組み等と連動し、広報・啓発活動や情報提供の推進、「ぐんま食品ロス削減推進店」登録制度の周知と活用促進、社会福祉協議会によるフードバンク活動^{※33}への協力など、食品ロス対策を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
燃やせるごみの搬出量	t	1230.1	1155.0
資源ごみの回収量	t	363.2	371.0
リサイクル率	%	17.8	19.3
資源ごみの回収品目	品目	9	10
3R運動をしている人の割合	%	68.6	75.0
「ごみ処理・リサイクル等の状況」住民満足度	%	36.7	50.0

※33 まだ食べられるのに捨てられる食品を、困っている人などに無料で提供する活動。

3-3 上下水道



現状と課題

水道は、住民生活や産業活動に一日も欠かすことのできない重要なライフラインですが、全国的に給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化が進む施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる経費が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を進めていくことが大きな課題となっています。

本村では、河川の表流水と地下水を水源とする4つの簡易水道によって給水を行っており、これまで、水道施設の長寿命化計画や水道事業の経営戦略を策定し、浄水施設や配水施設、ポンプ設備、水道管をはじめとする水道施設の整備・改修等を進めてきました。

しかし、本村においても、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられ、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

今後は、このような状況を踏まえ、安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の整備を計画的・効率的に進めていくとともに、将来的な水道事業の在り方について検討していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な生活環境づくりに欠かせない重要な施設であり、住民生活に大きな役割を果たしています。

本村の下水道事業は、農業集落排水事業と戸別浄化槽事業によって行っています。

農業集落排水事業は、4地区で行われており、供用を開始してからおよそ20年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、その修繕・改修が必要となっている一方で、水道事業と同様に、人口減少に伴い汚水処理量や料金収入が減少してきており、これらへの対応が大きな課題となっています。

戸別浄化槽事業については、事業を開始してからおよそ23年が経過し、設置基数は着実に増加し、対象地域の約7割の世帯で普及が進んでいますが、経年劣化した施設・設備の修繕・改修や、初期に整備した浄化槽の機能低下への適切な対応が求められています。

主要施策

(1) 水道施設の整備

長寿命化計画や経営戦略に基づき、老朽化や災害時への対応、漏水の解消、事業の効率化を総合的に勘案しながら、水道施設の整備・改修を進めるとともに、施設の統合など水道事業の効率化について検討していきます。

(2) 農業集落排水事業の推進

経営戦略や維持管理適正化計画に基づき、農業集落排水施設の適正な維持管理、施設の統廃合を進めるとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続の促進に努めます。

(3) 戸別浄化槽事業の推進

戸別浄化槽事業対象地域において、今後も事業を推進し、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を行います。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
水道有収率	%	79.7	84.7
農業集落排水接続率	%	84.3	89.3
合併処理浄化槽整備基数	基	429	460
「水道の整備状況」住民満足度	%	43.3	49.0
「下水道の整備状況」住民満足度	%	41.7	47.0

3－4 消防・防災



現状と課題

近年、わが国の火災発生件数は増加傾向にあり、特に、死者に占める高齢者の割合が7割以上にのぼっており、その対策が求められています。

本村の消防・救急体制は、消防団による非常備消防と、利根沼田広域市町村圏振興整備組合による常備消防とで構成されており、互いに連携しながら、地域消防・防災や救急対応に努めています。

しかし、消防団においては、団員確保の困難さや施設・設備の老朽化といった状況がみられ、これらへの対応が求められています。

また、常備消防・救急についても、高齢化の進行等に伴い火災発生要因が複雑・多様化する中で、さらなる機能の強化が求められています。

このため、消防団の活性化に向けた取り組みを進めるとともに、広域的連携のもと、常備消防・救急体制の一層の強化を図る必要があります。

また、防災面については、近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、災害に強い強靱な村づくりが求められています。

本村ではこれまで、住民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難誘導體制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めてきました。

しかし、自然災害は、いつ発生するかわからないうえ、近年は想定外の事態に見舞われることも多いため、今後は、近年の大規模災害を十分に踏まえ、村及び防災関係機関、住民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

(1) 消防団の充実

団員確保対策の強化をはじめ、団員の資質の向上や施設・設備の更新、組織の再編を図り、消防団の充実を促進します。

(2) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・設備の更新を図り、常備消防・救急体制の充実を進めるほか、山林火災や大規模火災を想定した訓練を常備消防と消防団との合同で実施し、消防力の強化を図ります。

(3) 消防水利の充実

必要箇所への消火栓や防火水槽の新設を行うほか、地下式消火栓を管理しやすい地上式消火栓へ変更するなど、水利体制の強化を図ります。

(4) 応急手当に関する知識・技術の普及

常備消防等と連携して救急救命講習を実施し、救急車が到着するまでの適切な応急手当に関する住民の知識と技術の習得を促します。

(5) 住民の防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や各種訓練の実施などにより、住民の防火・防災意識の高揚を図るほか、地域防災の要となる自主防災組織について、未結成の行政区に対して結成を促すとともに、既に結成した行政区については、その組織力の維持・強化を促進します。また、災害ボランティアの育成に努めます。

(6) 防災・減災に関する指針の策定

防災・減災体制の強化、村全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靱化地域計画の見直しを適宜行います。

(7) 災害時の情報伝達体制の維持・充実

防災行政無線や緊急告知FMラジオ、昭和村情報メール等の複数の情報伝達体制の維持・充実を図ります。

(8) 避難誘導体制の維持・充実

大規模災害が発生、または発生する恐れがある場合に備え、適切な避難勧告・避難誘導が行える体制の維持・充実を図るほか、避難所等について、食糧や資機材等の備蓄品の更新を適宜行い、機能強化を図ります。

(9) 要配慮者の避難支援体制の充実

地域の関係団体及び地域住民と連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援体制の充実を図ります。

(10) 治山治水対策の促進

水害や土砂災害を防止するため、河川の整備や急傾斜地の崩壊防止等の治山治水対策を引き続き関係機関に要請していきます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
消防団員数	人	287	275
消防水利数	基	243	253
自主防災組織結成地区数	地区	5	33
災害ボランティア登録者数	人	17	25
災害時の避難路・避難場所を知っている人の割合	%	69.5	80.0
「消防・救急体制」住民満足度	%	44.4	55.0
「防災体制」住民満足度	%	34.1	47.0
「治山治水の状況」住民満足度	%	26.1	34.0

3—5 交通安全・防犯・消費者対策



現状と課題

近年、わが国の交通事故発生件数は横ばい傾向にありますが、死者に占める高齢者の割合が半数以上にのぼっており、その対策が求められています。

本村では、交通指導員や警察署員の指導のもと、毎年春先に各小中学校及び保育園において交通安全教室を実施しているほか、年4回の交通安全運動を実施しており、交通事故の防止を図っています。

しかし、交通事故は依然として減少せず、本村においても高齢者が関連する事故が増加傾向にあり、高齢者を中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくことが必要です。

また、近年、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多発し、犯罪からの安全性の確保が特に重視されています。

本村では、防犯に関する情報提供やLED防犯灯の整備、防犯カメラの設置等を進めていますが、今後とも、犯罪のない安全・安心な暮らしの確保に向け、これらの取り組みを進めていくことが必要です。

一方、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本村では、沼田市消費生活センターに委託し、消費生活相談を行っていますが、今後とも、住民が被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚と消費者保護の体制の維持・充実に努める必要があります。

主要施策

(1) 交通安全対策の充実

各小中学校及び保育園において、わかりやすく親しみやすい交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の高揚に努めるとともに、高齢化の進行を踏まえ、高齢者への啓発活動の強化を図ります。また、高齢者や新入学・入園者に対し、夜間や薄暮の交通安全のため、反射材を配布するほか、警察と連携して自転車の検定試験を実施し、自転車の運転免許証の交付を行います。

(2) 通学路の安全点検

下校時パトロールの実施による日常点検のほか、道路管理者や警察等と連携して通学路の安全点検を行い、危険と判断された箇所については速やかに改善できるよう諸施策を行います。

(3) 防犯体制の強化

家庭、学校、地域、警察などと連携し、防犯に関する情報提供を中心とした取り組みを行い、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

(4) 防犯施設の設置支援

夜間における犯罪の防止のため、防犯灯の設置に対する支援を行うほか、地域からの要望を踏まえ、必要に応じて防犯カメラの設置を図ります。

(5) 消費者相談体制の充実

沼田市消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費者相談体制の充実を図ります。

(6) 消費者意識の高揚

広報紙やホームページなどを通じ、商品の安全性や消費者被害の事例・予防策などの情報提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を促します。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
交通人身事故発生件数	件	18	10
危険箇所（通学路）改善率	%	54.5	65.0
防犯カメラ設置箇所数	箇所	33	35
地域でのパトロール・防犯活動をしている人の割合	%	13.2	25.0
「交通安全体制」住民満足度	%	30.7	35.0
「防犯体制」住民満足度	%	24.3	30.0
「消費者対策の状況」住民満足度	%	17.5	25.0

第4章 農業を柱とした産業が輝く村

4-1 農業



現状と課題

わが国では、令和6年度に、「食料・農業・農村基本法」を改正し、「食料安全保障」の考え方を抜本的に強化するとともに、農産物の輸出促進やスマート農業の促進などが盛り込まれました。

本村は、先人達の努力により整備されてきた広大で肥沃な土地や豊かな水、農耕に適した気候等を生かし、農業の村として発展してきました。

現在、日本一の生産量を誇るこんにゃく芋や、県内有数の生産量であるレタス、ハウレンソウ、トウモロコシをはじめ、様々な種類の野菜の生産、果樹・花きの栽培、畜産等が行われており、「やさい王国」・「首都圏の台所」と呼ばれています。近年、農家数は減少傾向にあるものの、大規模な耕地を有する専業農家が多いことが特徴となっています。

本村ではこれまで、農業の振興に向けた様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、農業従事者の高齢化による労働力の減少、農業後継者の不足、農業生産資材の価格高騰など、本村農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

このような中、基幹産業であり、村づくりの中心を担う農業を維持・発展させていくためには、関係機関・団体と連携し、将来を担う担い手の育成や農業生産基盤の充実をはじめ、多面的な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要です。

主要施策

(1) 多様な担い手の育成・確保

関係機関・団体と連携し、明日の農業を支える認定農業者の育成・確保、農業経営の法人化の促進、新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るほか、外国人労働者の活用や定年退職後の就農の促進、農福連携等の仕組みづくりについて検討していきます。

(2) 農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備・改修、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行うほか、担い手への農地の集積に向けた取り組みを進めます。

（３）農産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設、スマート農業の導入を支援し、野菜をはじめ果樹・花き、肉用牛等の各作目の生産性・品質の向上や一層のブランド化を促進します。

（４）小規模経営農家・高齢農家対策の推進

今後、専業農業者の高齢化が進展する中で、多品目少量生産、直売、加工、流通等において独自の施策展開を図ることが求められることから、小規模経営農家や高齢農家を対象に、こうした消費者の多様なニーズの受け入れ体制の確立と諸施策の展開を図ります。

（５）食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

家畜糞尿や廃プラスチック類などの農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、減農薬栽培の促進、生産工程管理の充実促進など、食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開を促進します。

（６）有害鳥獣対策の推進

ニホンジカやイノシシ、カモシカなどによる農産物の被害を防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、効果的な有害鳥獣対策を推進します。

（７）農産物の消費の拡大

道の駅「あぐりーむ昭和」における農産物直売体制の一層の充実、商業施設や学校給食との連携等により、地産地消を促進し、村内における消費の拡大に努めるとともに、様々な情報媒体の活用や総合エンターテインメント企業との連携による戦略的なPR活動の展開、都市部等における出店、友好交流都市との新たな販路開拓に向けた取り組み、県等と連携した海外への輸出拡大に向けた取り組みなどを促進し、村外における消費の拡大に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
認定農業者数	人	269	270
担い手への農地利用集積率	%	77.3	80.0
経営耕地面積	ha	2,542 （令和２年）	2,542
農産物直売所「旬菜館」の売上	千円	371,887	420,000
猟友会会員数	人	14	15
「農業振興の状況」住民満足度	%	23.2	25.0

4-2 商工業



現状と課題

商業は、人々の日常生活を支えるだけでなく、地域のにぎわいや人々の交流を生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置を占めていますが、人口の減少や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及等に伴い、全国的に地方商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

本村は、沼田市の中心部まで車で約 10 分の距離にあり、沼田市の商業施設を容易に利用できる環境にあります。村内の商業施設は、食料品と日常雑貨を主体としたスーパーとホームセンター、コンビニ、小規模な個人経営の商店が中心となっており、購買力の流出が大きくなっています。また、村内には「旬菜館」をはじめとする農産物直売所や赤城高原サービスエリアがあり、本村の農産物等が販売されています。

現在、商工会への支援を行い地域商業の振興を図っていますが、今後とも、商工会と連携し、商業経営の継続・安定化の支援をはじめ、本村の地域性に即した商業活動の展開を促していく必要があります。

一方、工業は、地域経済の発展や雇用の場の確保に直結する重要な産業であり、地域活性化や人々の移住・定住に大きな役割を果たしています。

本村には、県によって整備された工業団地・工業用地が4箇所（昭和関屋工業団地、千年の森工場用地、長者之原工場用地、生越・貝野瀬工場用地）あります。

本村ではこれまで、県と連携して企業誘致に取り組み、大手企業や太陽光発電などの再生可能エネルギー関連企業、農産物加工・流通関連企業をはじめ、様々な優良企業が立地し、村の活力や住民の雇用を生み出しています。

今後とも、村経済の発展と雇用の場の確保を目指し、既存企業への支援や優良企業の誘致、起業・創業の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

（1）商工会の運営支援

商工業の振興に向けた各種活動の活発化に向け、商工会の運営支援を行います。

（２）商工業経営の安定化・活性化の支援

商工業事業所の経営の安定化、事業の継続に向け、中小企業や小規模事業者に対し、村の小口資金融資制度をはじめ、県等関係機関による各種融資制度の周知と活用を促進するほか、工業団地・工業用地立地企業等については、事業の継続・拡大や新規事業への参入、企業間連携等に向けた各種支援に取り組みます。

（３）起業・創業の支援

村内での起業・創業を促進するため、商工会と連携し、起業・創業・副業を希望する人に対して無料でセミナー等を行う「創業塾」をはじめ、県等関係機関による起業・創業に関する支援制度の周知と活用を促進します。

（４）企業誘致の推進

新たな活力の創造と雇用の場の拡充に向け、新たな企業立地用地の確保・調整等を行いながら、県と連携して効果的な企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

（５）雇用対策の推進

若者等の地元雇用に向け、ハローワーク等の関係機関や村内事業所と連携し、就職に関する情報提供や相談を行うほか、働きやすい職場づくりに向け、村内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 (実績)	令和１１年度 (目標)
商工会会員数	人	182	200
起業セミナー参加者数	人	13	18
起業セミナーに参加して起業した件数 (累計)	件	7	17
村内の商店で買物をしている人の割合	%	49.0	65.0
「商業振興の状況」住民満足度	%	12.4	18.0
「工業振興・企業誘致の状況」住民満足度	%	21.0	30.0
「雇用対策の状況」住民満足度	%	11.5	20.0

4－3 観光



現状と課題

わが国の観光産業は、コロナ禍の影響により大きな打撃を受けましたが、近年は回復傾向にあります。インバウンド※³⁴を含めた観光客は再び増加してきていますが、一部の地域においては、オーバーツーリズム※³⁵が懸念される状況にあります。

本村の観光資源としては、観光・体験の拠点施設である道の駅「あぐりーむ昭和」をはじめ、雄大な赤城高原からの景観、ビューポイント、りんご・いちご・さくらんぼなどの観光農園、昭和の湯、昭和の森ゴルフ場、横浜市少年自然の家「赤城林間学園」、千年の森「J－w i n g s」、赤城山船ヶ鼻登山道、さらには、「さくらまつり」や「昭和の秋まつり」、「ウインターフェスティバル」などの各種イベントがあります。

令和5年（1月～12月）の観光客数は、782,700人（群馬県観光入込客統計調査報告書）で、コロナ禍以前の令和元年度の水準を上回っています。

今後は、こうした状況を踏まえるとともに、観光振興による地域経済の活性化、観光から移住への展開も視野に入れ、既存観光拠点の充実や本村の特性に即した体験・交流型の観光機能の強化などを進めていく必要があります。

※³⁴ 訪日外国人旅行。

※³⁵ 過度の混雑やマナー違反により、地域住民の生活への悪影響や旅行者の満足度低下を及ぼす状態のこと。

主要施策

(1) 道の駅の充実

本村の観光・体験の拠点施設である道の駅「あぐりーむ昭和」について、集客力の向上と産業振興を目指し、施設の充実を図ります。

(2) 体験・交流・リピート型観光の展開

道の駅「あぐりーむ昭和」を中心とした野菜収穫体験などを充実させるとともに、広大な農地や美しい山並みを眺めながら村内を周遊することができるレンタサイクル事業などを充実させ、体験・交流・リピート型の観光機能の強化を図ります。

(3) 祭り・イベントの充実

「さくらまつり」や「昭和の秋まつり」、「ウインターフェスティバル」や道の駅「あぐりーむ昭和」での各種イベント、さらには総合エンターテインメント企業との連携による「お笑いライブ in 昭和村」などの祭り・イベント等を充実させ、観光客や関係人口の拡大を目指します。

(4) 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、サイクルツーリズムをはじめとする体験型・滞在型の観光機能の強化、広域的な集客活動の展開など、広域観光体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
観光入込客数	人	782,700 (1月～12月)	900,000 (1月～12月)
道の駅「あぐりーむ昭和」入込客数	人	658,000	750,000
赤城山船ヶ鼻登山道入山届出数	人	90	200
「観光・交流の状況」住民満足度	%	16.2	35.0

4－4 森林保全



現状と課題

森林は、木材の生産はもとより、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本村の森林面積は 2,556ha で、総面積（6,414ha）の 39.9%を占めており、このうち国有林が 1,156ha（45.2%）、民有林が 1,401ha（54.8%）で、民有林のうち、県有林・村有林等を除いた私有林は 1,029ha（73.4%）（令和5年版群馬県森林林業統計書）となっています。

本村には、このように村の総面積のおよそ4割を占める森林がありますが、生産手段としての活用はほとんど行われていないほか、適正に管理されていない森林が存在しています。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適切に管理され、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、適正管理・保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 森林の適正管理・整備の促進

豊かな森林を守り、育て、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、ぐんま緑の県民税や森林環境譲与税、森林経営管理制度を適宜活用しながら、森林の適正な管理・整備を促進します。

(2) 森林の保全と活用

住民や住民団体、民間企業等と連携し、森林・里山の保全・育成、環境教育・学習の場としての活用に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
「林業振興の状況」住民満足度	%	13.4	20.0

第5章 未来への生活基盤が整った村

5-1 道路・公共交通



現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業活動、さらには人々の交流を支える重要な社会基盤であり、その在り方は、地域の発展に密接に結びついています。

本村の道路網は、南北の幹線道路として、県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線、村道永井中野線、村道望郷ライン線が走っているほか、東西の幹線道路として、村道古宮追分線、村道森下赤城原線、県道昭和インター線、村道桂坂板戸線等が走っています。

また、村の西部を関越自動車道が縦断し、昭和インターチェンジと赤城高原サービスエリアが設置されています。

本村ではこれまで、県道の歩道未整備箇所の整備促進をはじめ、村道の整備・維持管理や橋梁の長寿命化などを計画的に進め、利便性の高い道路網が形成されていますが、今後は、高齢化のさらなる進行を踏まえ、また、住民の利便性・安全性の一層の向上を見据え、村内道路網の整備・維持管理を効率的に進めていく必要があります。

一方、本村の公共交通は、これまで路線バス（永井線、赤谷・桜循環線、中野・生越循環線の3路線）のみでしたが、住民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたって安心して外出することができる持続可能な公共交通の構築を目指し、令和5年3月25日から、村内全域を対象としたデマンドバス「ベジバス」の運行を開始しています（通学時間帯は路線バス、日中はデマンドバスを運行）。

デマンドバスは、デジタル技術を活用したAIオンデマンド配車予約システムを導入し、効率的に運行されているほか、沼田市内の病院やJRの駅などへの乗り入れも可能となっています。

今後は、住民をはじめ、村を訪れる人が、安心して利用することができるよう、デマンドバスの定着と運行の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 県道の整備促進

県道下久屋渋川線・県道沼田赤城線の歩道の整備や、県道昭和インター線のバイパス整備の早期完了に向け、県に要請及び協力を行っていきます。

(2) 村道の整備・管理

村道について、路面状況や交通状況等を勘案し、補修や改良を順次進めるとともに、維持管理については、できる限り地域参画型・道普請型の手法を取り入れ、地域や各種団体等の協力を得ながら進めていきます。また、道路管理の効率化に向け、道路台帳のデジタル化を図ります。

(3) 橋梁の長寿命化

橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検と予防保全的な修繕等を行い長寿命化を図ります。

(4) 公共交通の維持・充実

住民をはじめ来村者や観光客の利便性・安全性の一層の向上に向け、公共交通について、その維持を図るための取り組みを進めるほか、デマンドバス「ベジバス」について、利用方法の周知徹底、住民ニーズを踏まえた運行の充実を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
デマンドバス利用人数	人	5,029	7,300
「道路の整備状況」住民満足度	%	27.1	32.0
「路線バスの状況」住民満足度	%	16.3	20.0

5—2 住宅・宅地



現状と課題

快適で安全・安心な住まいの確保は、人々が幸せな人生を送るための基本的な条件であり、移住・定住を促す最も重要な要素の一つです。

現在、本村には村営住宅はありませんが、大河原地区において、8棟の借上賃貸住宅※³⁶を貸し出しています。この住宅は、家賃の10%を村で補助しており、令和6年4月現在、8棟すべてが入居していますが、住宅の老朽化もあり、今後の在り方について検討していく必要があります。

また、本村では、住まいに関する支援として、木造住宅を対象とした耐震診断者派遣事業や、住宅の修繕・改築・増改築などのリフォームの支援を行っているほか、空き家の増加が進む中、空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理の促進、空き家の解体の支援を行っています。

今後とも、快適で安全・安心な住環境づくりに向け、これらの取り組みの周知と活用を促していく必要があります。

さらに本村では、子育て世代への宅地の提供に向け、令和6年度に6区画の宅地造成を行っており、今後はその早期販売に努める必要があります。

※³⁶ 民間で建築した住宅を村が借り上げ、住宅に困っている人等に貸し出す住宅。

主要施策

(1) 公的な住宅の確保

借上賃貸住宅について、住民ニーズを踏まえながら、民間の経営を圧迫することがないように継続するとともに、今後の在り方について検討していきます。

(2) 民間住宅の住環境向上の支援

安全・安心な住環境づくりに向け、木造住宅を対象とした耐震診断者派遣事業や住宅のリフォームに関する支援制度の周知と活用を促進します。

(3) 空き家対策の推進

良好な生活環境を保全するため、第2期空家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家について、適正管理を促すための助言・指導等を行うほか、空き家の解体に関する支援制度の周知と活用を促進します。

(4) 宅地の販売と住宅建設の促進

造成した宅地について、様々な情報媒体を活用して村内外への情報発信を行い、早期販売及び住宅建設の促進に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
木造住宅耐震診断者派遣件数	件	0	2
空き家解体補助金活用件数	件	4	8
「住宅施策の状況」住民満足度	%	12.9	20.0

5－3 移住・定住



現状と課題

わが国では、地方創生の取り組みが始まってから、およそ 10 年が経過しましたが、依然として人口減少が進んでいます。このような中、令和 6 年 11 月に、「新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）」が設置され、これまでの成果と反省を生かし、「地方創生 2.0^{※37}」として再起動させ、人口減少対策を強力に推し進めることとしています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、安定的な所得を確保するための産業の振興と雇用の場の充実、移住につながる観光客や関係人口の拡大、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、そして誰もが住みたくなる安全・安心・便利な地域づくりなど、様々な分野における様々な取り組みを一体的に進め、地域の魅力や活力、住みやすさを総合的に高めていくことが必要ですが、これに加え、移住・定住のきっかけとなる、相談や経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

本村ではこれまで、移住・定住に関する相談への対応や東京における移住フェア等への参加、空き家バンクによる空き家情報の収集・提供、新築住宅の建設に関する支援、県と連携した移住者への経済的支援などを行ってきました。

今後は、「地方創生 2.0」を進めるため、これらの取り組みの一層の充実を図るとともに、新たな取り組みについても検討・推進し、移住・定住希望者の掘り起こしと確実な定着につなげていくことが必要です。

※37 これまでの 10 年間の反省を生かし、若者・女性にも選ばれる「楽しい地方」をつくっていくことを第一の主眼とした新たな地方創生の取り組み。

主要施策

(1) 空き家バンクの充実

空き家の活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンク制度の充実を図ります。

(2) 移住・定住に関する相談体制の充実

移住・定住に関する相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、相談体制の強化を図ります。

(3) 移住・定住に関する経済的支援の推進

定住することを目的に村内に住宅を新築する場合、一定の要件を満たした人に建設補助金を交付する新築住宅建設補助金制度や東京圏からの移住者で一定の要件を満たした人に支援金を交付する移住支援金制度の周知と活用促進に努めます。

(4) 情報発信・プロモーション活動の推進

村の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミ、移住イベントをはじめとする様々な情報媒体の活用、総合エンターテインメント企業との連携等により、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

(5) 地域おこし協力隊の活用

移住・定住施策への地域おこし協力隊の活用を図るとともに、任期満了後の本村への定住を支援します。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
空き家バンク登録件数	件	0	3
移住相談件数	件	12	25
新築住宅建築棟数	棟	30	35
「定住促進対策の状況」住民満足度	%	10.9	15.0

5－4 デジタル化



現状と課題

近年、デジタル技術を活用した社会全体の変革が急速に進んでいます。地方自治体においても、自治体DXが進められ、自治体業務の効率化や住民サービスの向上等が進められています。

本村ではこれまで、各種システムの導入・更新、新庁舎の整備等を通じ、行政内部の環境整備を行い、電子自治体の構築を進めてきたほか、地域においても、光ファイバ網を村全域に整備し、超高速インターネットが利用可能な環境を整備してきました。

また、住民への防災情報等の伝達手段として、防災行政無線やテレドーム・緊急告知FMラジオを整備・活用してきたほか、昭和村情報メールを通じ、火災や災害などの情報を携帯電話等のメールにより配信しています。

今後、こうしたデジタル化は、行政における業務の効率化はもとより、住民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化に必要不可欠なものとなることが予想されることから、行政のデジタル化と地域社会のデジタル化に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

主要施策

（１）行政のデジタル化の推進

住民の利便性の向上と行政機能の高度化・効率化に向け、行政手続のオンライン化、基幹系システムの標準化・共通化、ＡＩやＲＰＡ※³⁸等のデジタル技術の導入を行うとともに、これらを安全かつ円滑に進めることができるよう、セキュリティ対策の徹底を図ります。

（２）地域社会のデジタル化の推進

地域課題の解決や地域活性化、住民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めるほか、すべての住民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド※³⁹対策の推進、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

（３）地域の情報通信基盤の充実

村全域に整備されている光ファイバ網の活用促進をはじめ、防災行政無線やテレドーム、緊急告知ＦＭラジオ、昭和村情報メールの維持・充実、有効活用に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和５年度 （実績）	令和１１年度 （目標）
マイナンバーカード交付率	%	78.4	80.0
「デジタル化の状況」住民満足度	%	16.9	45.0

※³⁸ Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

※³⁹ デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

第6章 みんなでつくるみんなの村

6-1 国内・国際交流



現状と課題

国内外の異なる地域との交流は、自らの地域の魅力の再発見・再認識や郷土愛の高揚をはじめ、人材の育成や関係人口の拡大など、多岐にわたる効果が期待されるものであり、地域活性化にとって重要な意味を持ちます。

本村では、国内交流の取り組みとして、横浜市及び群馬県玉村町と友好交流協定を締結し、相互のPRや収穫体験ツアー、各種団体との意見交換会などの交流を行っているほか、茨城県取手市とも防災協定を締結し、交流を行っています。

また、国際交流の取り組みとしては、アメリカ合衆国オレゴン州イーグルポイント市と友好宣言を交わし、中学生の海外交流事業では、毎年中学生の派遣・受け入れを行っているほか、イーグルポイント市長をはじめ関係者との交流事業も行っています。

こうした国内・国際交流は、多くの分野で村の活性化につながることを期待されることから、交流を継続していくとともに、効果的な交流となるよう取り組んでいく必要があります。

主要施策

(1) 国内交流の充実

村の活性化に向け、横浜市や群馬県玉村町、茨城県取手市との交流を継続していくとともに、住民レベルや民間レベルの幅広い年代、分野での交流となるよう、交流に関する住民への情報発信の充実やボランティアガイドの会等との連携を進めながら、体制や内容の充実を図ります。

(2) 国際交流の充実

国際的視野を持った人材の育成やコミュニケーション能力の向上に向け、アメリカ合衆国オレゴン州イーグルポイント市との中学生の海外交流事業やイーグルポイント市長はじめ関係者との交流事業を継続し、さらなる友好交流を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
住民団体同士等との交流回数	回	6	6
市民優待制度の利用人数	人	2,185	2,500
交流都市内イベント出展回数	回	7	10
海外交流生徒受け入れ家庭数(累計)	家庭	60	96
海外交流中学生派遣生徒数(累計)	人	252	324
「国内外との交流活動の状況」住民満足度	%	30.6	45.0

6－2 多様性社会



現状と課題

性別や年齢、障がいの有無、国籍、経歴、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、誰もがお互いの違いを認め合い、共存し、一人ひとりが自分らしく暮らしていくことができる、「ダイバーシティ」の考え方に基づく社会の実現が求められています。

本村ではこれまで、男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、活躍することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や社会環境の整備を進めてきたほか、すべての人の人権が尊重される村づくりに向け、人権教育・啓発や人権相談を行ってきました。さらに、居住する外国人や訪れる外国人が増加する中、多言語による情報提供等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの社会慣行が根強く残っており、近年では、LGBTQ^{※40}や感染者に対する差別・偏見、外国人を排斥する差別的言動なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画・人権尊重の村づくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向け、意識啓発を柱とした具体的な取り組みを進めていく必要があります。

※40 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）、自分の性についてわからない Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとっている。

主要施策

(1) 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

男女共同参画・女性活躍のための社会の仕組みづくりに向け、ジェンダー※⁴¹平等に向けた啓発・教育を効果的に推進するとともに、村の審議会等への女性の積極的な登用、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた事業所への働きかけ、DV※⁴²やセクハラ等の防止に向けた啓発・相談等を進めます。

(2) 人権教育・啓発の推進

住民の人権意識を高めるため、学校教育や社会教育、広報活動など様々な場や機会を通じ、人権教育・啓発を推進するほか、住民からの人権に関する相談に迅速・的確に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

(3) 多文化共生の社会環境づくり

居住する外国人や訪れる外国人の増加を踏まえ、多言語による情報提供体制の充実、県との連携による日本語教室の開設支援など、多文化共生を進めるための社会環境づくりに取り組みます。

(4) 多様性社会の実現に向けた取り組み

誰もがお互いの違いを認め合い、共存していくことができる多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、村全体への波及に向けた情報提供等を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
「男女共同参画の状況」住民満足度	%	24.3	32.3

※⁴¹ 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※⁴² 配偶者・パートナーからの暴力。

6-3 地域コミュニティ



現状と課題

少子高齢化・人口減少の進行、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、全国的に地域コミュニティ活動への参加者の減少や自治組織への加入率の低下が進み、身近な地域で支え合う機能の低下、地域コミュニティの弱体化・崩壊が懸念されています。

しかし、少子高齢化が進む中、また、大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきており、地域コミュニティの維持・再生が大きな課題となっています。

現在、本村には、33の行政区があり、各住民センターなどを活動拠点として、会議や行事、祭り等の様々な地域活動が展開されています。

しかし、本村においても、少子高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、こうした地域コミュニティ活動への参加者の減少、これらに伴う活動の停滞といった状況もみられ、将来にわたる地域コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

今後、本村が活力ある村づくりを進めていくためには、活動の記録を残すとともに、各行政区の活力を向上させることが基本となることから、住民の自治意識の高揚や活動の活性化支援をはじめ、地域コミュニティの維持・再生に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

主要施策

(1) 自治意識の高揚

住民の自治意識の高揚、行政区への加入促進、活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治の重要性や地域コミュニティ活動の状況等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化支援

各行政区における様々な活動の活性化を図るため、コミュニティ補助金の支給や関係機関によるコミュニティ助成事業の活用を図るほか、自主的・主体的に取り組む事業を支援するため、新たな支援制度の創設について検討していきます。

(3) 活動拠点の整備充実

活動の拠点である住民センターや集会所などの維持管理・修繕等の支援を行うとともに、地域活性化センターなどの公共施設の積極的な地域開放を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
住民の行政区加入割合	%	86.2	88.0
行政区活動拠点整備数（新設・改修）	件	1	2
地域活性化センター利用人数	人	5,329	6,000
「コミュニティ活動の状況」住民満足度	%	29.1	40.0

6－4 住民参画・協働



現状と課題

社会情勢の変化に伴い行政ニーズがますます増大・多様化する一方、人口の減少による地域の担い手不足が進む中、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民の参画と協働が必要不可欠です。

そのためには、行政情報を積極的に提供し、住民等と行政との情報共有を行いながら、参画・協働の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

本村では、住民等と行政とが情報を共有できるよう、広報紙やホームページ、SNS、昭和村情報メール等の様々な情報媒体を活用した広報活動を行っているほか、住民等の意見を村政に反映させるため、意見箱の設置やホームページの問い合わせ等を通じた広聴活動を行っています。

また、村の各種計画の策定において、審議会等の開催、アンケート調査やパブリックコメント※⁴³の実施等を通じ、住民参画・協働に努めています。

さらに、各地域から推薦された17名の委員で構成される「村づくり協力委員会」が組織されており、村政全般に関する提言・要望を村に提出しているほか、沿道への花植えなど景観の形成をはじめ、行政や議会等との協働による様々な活動を行っています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、住民と行政との情報共有体制や様々な分野における参画・協働体制を一層強化し、住民主体の村づくり、住民と行政との協働の村づくりを目指していく必要があります。

※⁴³ ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

住民と行政との情報共有体制の強化に向け、「広報しょうわ」やホームページ、SNS、昭和村情報メール等による広報活動の充実を図るとともに、意見箱の設置やホームページの問い合わせ等による広聴活動の充実を図ります。

(2) 情報の公開

住民への説明責任を果たし、開かれた村政を推進するため、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報を適正に公開します。

(3) 各種計画策定への住民参画・協働の促進

村の各種計画の策定や検証、見直しにあたって、審議会・委員会やアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、住民の参画・協働を促進します。

(4) 行事の運営や施設の管理等への住民参画・協働の促進

文化行事やイベントの企画・運営等への住民参画・協働を促進するとともに、公共施設の整備や管理・運営等への住民及び民間の参画・協働を促進します。

(5) 「村づくり協力委員会」との連携強化

村政全般に関する提言・要望の把握と反映、行政や議会等との協働による様々な活動の促進に向け、「村づくり協力委員会」との一層の連携強化を図るとともに、住民に対し、同委員会及びその活動に関する情報発信に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
村ホームページ閲覧数	PV	440,340	500,000
村フェイスブック フォロワー数	人	972	1,200
「広報しょうわ」を読んでいる人の割合	%	93.8	95.0
村のホームページを見たことがある人の割合	%	62.4	70.0
「住民参画・協働の状況」住民満足度	%	33.3	50.0

6－5 行財政運営・公共施設



現状と課題

地方自治をめぐる情勢が大きく変化する中、これからの地方自治体には、限られた財源や人材を有効に活用し、自らが生き残るための取り組みを自ら考え、自ら実行していく力が一層強く求められます。

本村ではこれまで、厳しい財政状況の中で、村政の抱える重要課題に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会情勢の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大・多様化していくことが見込まれる一方、生産年齢人口の減少による村税の減少や社会保障関係経費の増大、老朽化した公共施設や上下水道などのライフラインの更新にかかる経費の増大等により、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたって自立可能・持続可能な村づくりを進めていくためには、行財政運営の在り方を常に点検・評価し、さらなる効率化を進めていく必要があります。

また、財源の確保や関係人口の拡大に向け、ふるさと納税の有効活用を図るほか、質の高い住民サービスの提供と効率的な事務事業の推進に向け、利根沼田広域市町村圏振興整備組合^{※44}や利根沼田地域定住自立圏^{※45}による近隣自治体との広域連携を推進していくことが必要です。

特に大きな課題となっている公共施設の管理については、将来的な配置の最適化や費用対効果等を十分に考慮し、施設の大規模改修や建て替え、統廃合等を計画的に進めていくことが必要です。

※44 一部事務組合とは、市区町村等が行う事務の一部を複数・共同で行う目的で設立する団体であり、利根沼田広域市町村圏振興整備組合は、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村で組織され、消防・救急や観光、福祉・介護などの分野で共同事業を実施している。

※45 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町村が相互に役割を分担し、圏域全体で必要な生活機能を確認し、人口定住を促進することを目的とした広域連携の取り組みあり、利根沼田地域定住自立圏は、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村で構成され、中心市である沼田市と各町村が協定を結び、実施する取り組みを示した共生ビジョンを策定し、各種連携事業を実施している。

主要施策

(1) 行政改革の推進

持続可能な行政体制の確立に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編、職員の定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、そしてDXの推進など、さらなる行政改革を推進します。

(2) 財源の確保と財政運営の健全化

適正な課税や収納対策の推進による高い収納率の維持、使用料・手数料の見直しなどにより、自主財源の確保を図るとともに、費用対効果や緊急度、重要度を勘案して事業の“選択と集中”を行うなど、財政の健全化に向けた取り組みを進めます。

(3) ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、村づくりの財源としての有効活用、関係人口の拡大に向け、寄附件数の増加に向けた取り組みを進めます。

(4) 広域連携の推進

質の高い住民サービスの提供と事務の効率化に向け、利根沼田広域市町村圏振興整備組合による共同事業を推進するほか、沼田市の都市機能をも有効に活用して本村及び圏域全体の活性化を図るため、利根沼田地域定住自立圏共生ビジョンを適宜見直しながら、各種連携事業を推進します。

(5) 公共施設の総合的な管理の推進

老朽化が顕著となっている公民館や福祉センターをはじめとする各公共施設について、将来的な配置の最適化、住民の利便性の向上、そして費用対効果等を十分に勘案し、公共施設等総合管理計画及び個別施設の見直し・策定を適宜行いながら、施設の大規模改修や建て替え、複合化、廃止等を総合的・計画的に進めます。

成果指標

指標名	単位	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)
財政力指数	—	0.43	0.45
実質公債費比率	%	4.8	6.0
他自治体との連携事業数	件	17	20
公共施設（建物）の老朽化率	%	54.8	50.0
公共施設のLED照明導入施設数（体育施設含む）（累計）	施設	2	7
「行財政改革の状況」住民満足度	%	18.6	40.0
「広域的連携による村づくりの状況」住民満足度	%	18.9	25.0

第 3 期総合戦略

第1章 第3期総合戦略の基本的な考え方

1 戦略の位置づけ

「昭和村第6次総合計画前期基本計画」の中から、国の「地方創生2.0」の動きも踏まえながら、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業等を抽出し、強力に推進する戦略

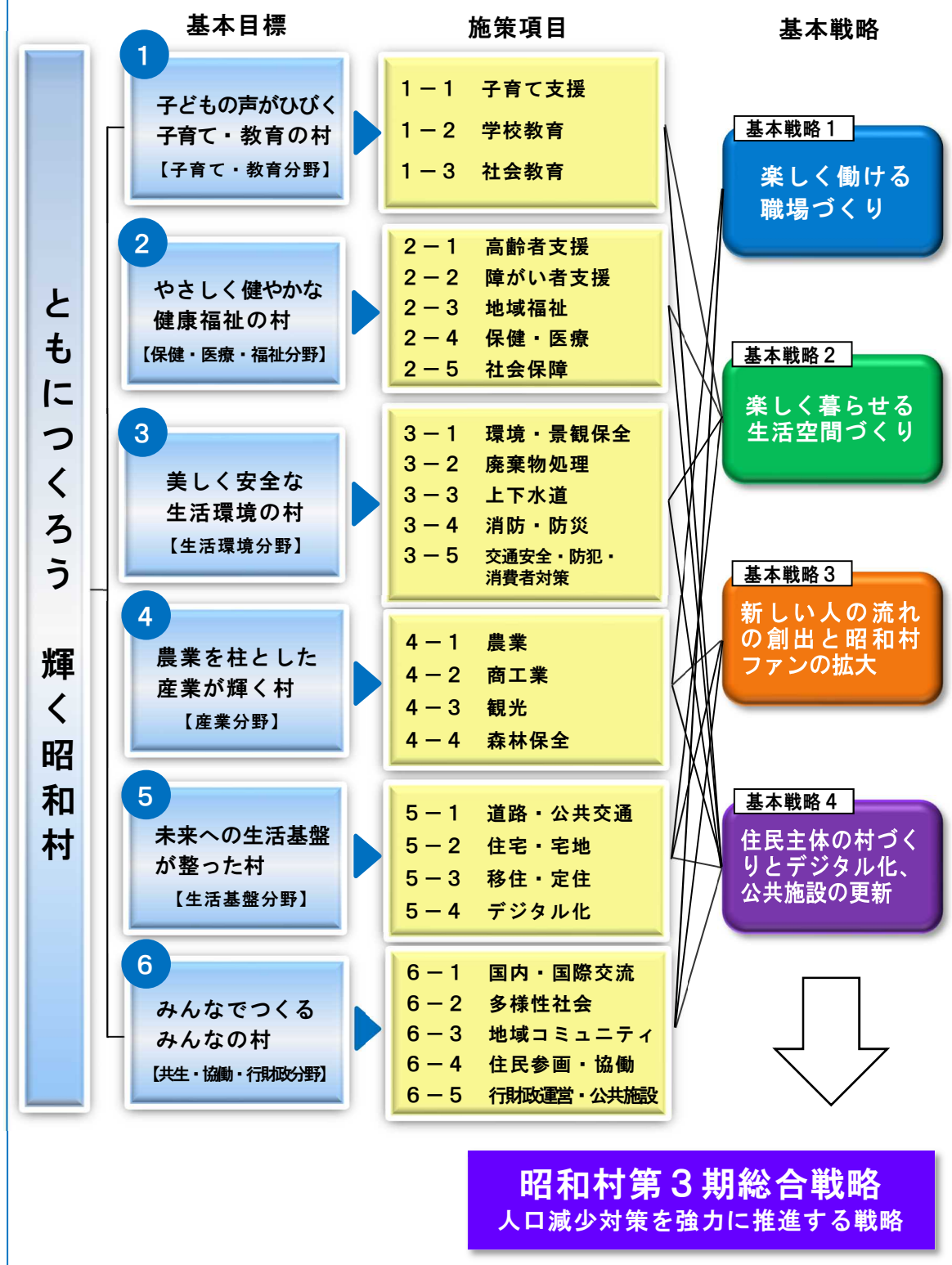
本村では、人口減少が進む中、これまで2期にわたる総合戦略を策定し、これに基づき、人口減少を抑制し、魅力と活力あふれる昭和村を築き上げ、将来にわたって持続させていくための取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、本村の人口は、国勢調査の結果によると、平成27年の7,347人から令和2年には6,953人となり、初めて7,000人を下回るとともに、この5年間の減少数（394人）、減少率（5.4%）は、ともにこれまでで最も大きく、減少が加速してきています。

このような状況を踏まえ、本村では、「人口減少の抑制による活力ある昭和村の維持」を今後の村づくりの最重要課題としてとらえています。

そこで、この「昭和村第3期総合戦略」については、「昭和村第6次総合計画前期基本計画」の中から、国の「地方創生2.0」の動きも踏まえながら、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業等を抽出し、強力に推進する戦略として位置づけます。

昭和村第6次総合計画前期基本計画



2 国の「地方創生 2.0」の動向

わが国では、令和6年10月に、地方創生に関する新たな組織として、「新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）」を設置するとともに、同年12月に、「地方創生 2.0」を起動させるための「基本的な考え方」を決定しました。

その中で、『**楽しい地方**』をつくることを主眼とした「地方創生 2.0」の5本柱を示すとともに、今後、それに沿った政策体系を検討し、次の10年間で集中的に取り組む新たな基本構想を、令和7年の夏にとりまとめることとしています。

本村においても、こうした国の動向も踏まえつつ、村の特性に即した独自の取り組みを設定・推進していくこととします。

国の「地方創生 2.0」の基本構想の5本柱

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした 社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、交流人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

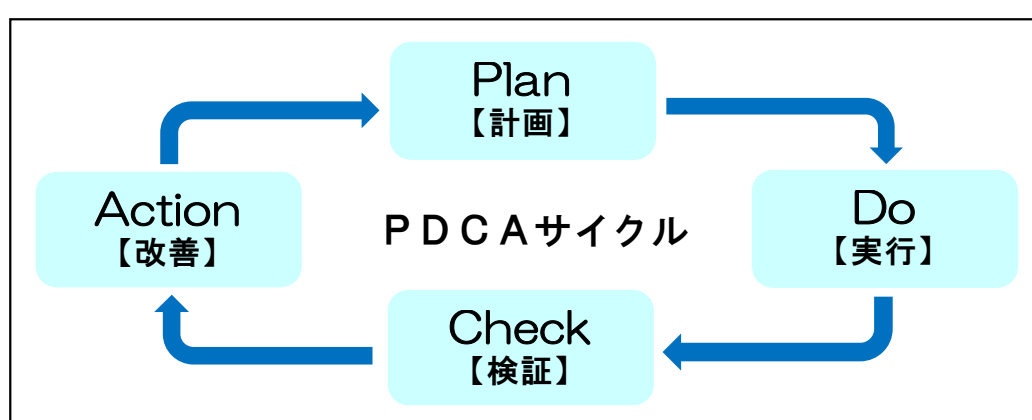
⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

3 戦略の検証・改善について

本戦略では、「基本戦略」の下に展開する「主な取り組み」ごとに「K P I」（重要業績評価指標）を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や村の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



4 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

■「基本戦略」

本村の人口減少対策の柱となる「基本戦略」を設定します。

■「基本的方向」

「基本戦略」ごとに、取り組みの方向を示した「基本的方向」を記載します。

■「主な取り組み」

「基本的方向」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

■「主要施策」と「主要事業」、「K P I」（重要業績評価指標）」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と「主要事業」、「K P I」（重要業績評価指標）を記載します。

第2章 第3期総合戦略の体系

前期基本計画に基づき、また、「国の地方創生 2.0」の動向を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

若者・女性にも選ばれる『楽しい地方』をつくる

ともにつくろう 輝く昭和村

【基本戦略】

1 楽しく働ける職場づくり

★キーワード：「農業」・「商工業」・「雇用」

- 【主な取り組み】 1－1 農業の維持と新たな展開
1－2 商工業の活性化と雇用対策の推進



【基本戦略】

2 楽しく暮らせる生活空間づくり

★キーワード：「子育て」・「学校」・「健康」・「防災」・「交通」

- 【主な取り組み】 2－1 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実
2－2 学校教育環境の充実
2－3 健やか・安全・便利な村づくり



【基本戦略】

3 新しい人の流れの創出と昭和村ファンの拡大

★キーワード：「観光」・「移住・定住」・「関係人口」

- 【主な取り組み】 3－1 観光機能の強化
3－2 移住・定住の促進と関係人口の拡大



【基本戦略】

4 住民主体の村づくりとデジタル化、公共施設の更新

★キーワード：「住民主体」・「デジタル化」・「公共施設」

- 【主な取り組み】 4－1 住民主体・協働の村づくり
4－2 デジタル化の推進と公共施設の更新



第3章 基本戦略ごとの取り組み

1 楽しく働ける職場づくり

【基本的方向】

楽しく働ける場所として、若者・女性にも選ばれる昭和村づくりを進めるため、基幹産業である農業の維持と新たな展開、商工業の活性化、若者の地元雇用や村内事業所の「働き方改革」の促進、ジェンダーギャップの是正・解消に向けた取り組みを重点的・戦略的に進めます。



【主な取り組み】

1-1 農業の維持と新たな展開

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■多様な担い手の育成・確保

関係機関・団体と連携し、明日の農業を支える認定農業者の育成・確保、農業経営の法人化の促進、新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るほか、外国人労働者の活用や定年退職後の就農の促進、農福連携等の仕組みづくりについて検討していきます。

■農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備・改修、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行うほか、担い手への農地の集積に向けた取り組みを進めます。

■農産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設、スマート農業の導入を支援し、野菜をはじめ果樹・花き、肉用牛等の各作目の生産性・品質の向上や一層のブランド化を促進します。

■小規模経営農家・高齢農家対策の推進

今後、専業農業者の高齢化が進展する中で、多品目少量生産、直売、加工、流通等において独自の施策展開を図ることが求められることから、小規模経営農家や高齢農家を対象に、こうした消費者の多様なニーズの受け入れ体制の確立と諸施策の展開を図ります。

■有害鳥獣対策の推進

ニホンジカやイノシシ、カモシカなどによる農産物の被害を防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、効果的な有害鳥獣対策を推進します。

■農産物の消費の拡大

道の駅「あぐりーむ昭和」における農産物直売体制の一層の充実、商業施設や学校給食との連携等により、地産地消を促進し、村内における消費の拡大に努めるとともに、様々な情報媒体の活用や総合エンターテイメント企業との連携による戦略的なPR活動の展開、都市部等における出店、友好交流都市との新たな販路開拓に向けた取り組み、県等と連携した海外への輸出拡大に向けた取り組みなどを促進し、村外における消費の拡大に努めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-1-1	認定農業者の育成・確保事業	産業課
1-1-2	新規就農者支援事業	産業課
1-1-3	担い手への農地利用集積事業	産業課
1-1-4	農業生産基盤整備事業及び保全活動支援事業	建設課
1-1-5	友好交流都市との新たな販路開拓事業	産業課
1-1-6	農産物海外輸出促進事業	産業課
1-1-7	昭和村新鮮やさいPR事業	産業課
1-1-8	有害鳥獣等駆除助成事業	産業課

【KPI】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
認定農業者数	269 人	270 人
担い手への農地利用集積率	77.3%	80.0%
経営耕地面積	2,542ha (令和2年)	2,542ha
農産物直売所「旬菜館」の売上	371,887 千円	420,000 千円
猟友会会員数	14 人	15 人

【主な取り組み】

1-2 商工業の活性化と雇用対策の推進

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■商工業経営の安定化・活性化の支援

商工業事業所の経営の安定化、事業の継続に向け、中小企業や小規模事業者に対し、村の小口資金融資制度をはじめ、県等関係機関による各種融資制度の周知と活用を促進するほか、工業団地・工業用地立地企業等については、事業の継続・拡大や新規事業への参入、企業間連携等に向けた各種支援に取り組みます。

■起業・創業の支援

村内での起業・創業を促進するため、商工会と連携し、起業・創業・副業を希望する人に対して無料でセミナー等を行う「創業塾」をはじめ、県等関係機関による起業・創業に関する支援制度の周知と活用を促進します。

■企業誘致の推進

新たな活力の創造と雇用の場の拡充に向け、新たな企業立地用地の確保・調整等を行いながら、県と連携して効果的な企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

■雇用対策の推進

若者等の地元雇用に向け、ハローワーク等の関係機関や村内事業所と連携し、就職に関する情報提供や相談を行うほか、働きやすい職場づくりに向け、村内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。

■男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

男女共同参画・女性活躍のための社会の仕組みづくりに向け、ジェンダー平等に向けた啓発・教育を効果的に推進するとともに、村の審議会等への女性の積極的な登用、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた事業所への働きかけ、DVやセクハラ等の防止に向けた啓発・相談等を進めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-2-1	商工業施設誘致調査等事業	企画課
1-2-2	中小企業支援事業（立地支援を含む）	産業課
1-2-3	起業家支援事業	産業課
1-2-4	地域資源を活用した6次産業化等支援事業	産業課

【K P I】

指標名	実績値（R 5）	目標値（R11）
商工会会員数	182 人	200 人
起業セミナー参加者数	13 人	18 人
起業セミナーに参加して起業した件数（累計）	7 件	17 件

2 楽しく暮らせる生活空間づくり

【基本的方向】

楽しく暮らせる場所として、若者・女性にも選ばれる昭和村づくりを進めるため、結婚・妊娠・出産・子育ての支援や学校教育環境の充実など子どもと子育て世帯を応援する取り組み、保健・医療体制や防災体制、公共交通の充実など健やかで安全・便利に暮らせる村づくりに向けた取り組みを重点的・戦略的に進めます。



【主な取り組み】

2-1 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■安心して妊娠・出産ができる環境づくり

安心して妊娠・出産ができるよう、母子手帳の交付や妊産婦健康診査、妊婦相談、訪問、産後ケアに関する支援、不妊治療に関する相談・助成等を行うとともに、デジタル化の推進やSNSの活用などを進め、利便性の向上を図ります。

■保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、保育士等の人材の確保及び資質の向上、保育園の施設・設備の整備充実、保育内容の充実を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子育て支援拠点事業や学童クラブ、一時保育事業、ファミリーサポートセンター事業をはじめ、地域における多様な子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

■「こども家庭センター」の充実

妊娠期からの切れ目のない母子支援、子どもたちの健やかな成長のサポートを目的に、SNSによる24時間相談の導入をはじめ、各種相談支援機能の充実を図り、子育て支援の拠点として機能充実を進めます。

■子育て世帯への経済的支援の推進

妊娠・出産・子育ての各ステージにおける世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の助成や保育料の完全無料化、妊婦のための支援給付金や誕生祝金の支給をはじめ、各種の経済的支援を推進します。

■結婚支援の推進

独身男女の結婚を支援するため、民間企業と連携し、会員制結婚相談所の入会・利用を支援するほか、結婚して村内で新生活を始める人の住居費や引越費用を補助する結婚新生活支援事業を実施します。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
2-1-1	妊娠・出産・子育て支援事業	健康福祉課
2-1-2	保育の質の向上事業	健康福祉課
2-1-3	地域子ども・子育て支援事業	健康福祉課 教育委員会
2-1-4	こども家庭センター事業	健康福祉課
2-1-5	子育て世帯への経済的支援事業	健康福祉課
2-1-6	結婚支援事業	企画課

【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
出生者数	27 人	50 人
産婦人科小児科オンラインの登録者数	75 人	300 人
子育て支援センター利用人数	1,008 人	4,320 人
一時保育利用人数	83 人	120 人
結婚相談所会員登録者数（累計）	1 人	15 人
「子育て支援体制」住民満足度	36.6%	50.0%

【主な取り組み】

2-2 学校教育環境の充実

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■学校施設の更新と統合小中学校の建設

老朽化等の状況を踏まえ、バリアフリー設備や高断熱化設備など、これからの時代に求められる機能を備えた校舎へ更新し、教育環境の向上を図るとともに、小中一貫した切れ目のない新しい学びが実現できる学校、地域とともにある学校の建設に向け、官民共創の取り組みを計画的に進めます。

■確かな学力の育成

基本的な知識・技能の定着を図るとともに、グローバル化に伴うコミュニケーション能力の向上、デジタル化による新たな時代に対応した多様な学びの機会やキャリア教育の充実を図り、児童生徒が夢や希望を持って将来を自ら切り拓いていけるよう、自ら学び、自ら考える力を備えた『自律した学習者』の育成を推進します。

■健康な体と豊かな人間性の育成

健康・安全教育、食育の充実に努め、体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、自然や生き物などとふれあう体験学習や交流、道徳教育、人権教育、読書活動の推進などを通して、自他を大切にする心や社会性の育成、規範意識の醸成等に努め、豊かな心を育てます。

■就学援助や特別支援教育の推進

合理的な配慮や特別な支援・援助を必要とする児童生徒や家庭が適切な支援等を受けられるよう、多様な支援や援助の充実を図り、就学における負担軽減を図ります。

■いじめ・不登校への対応

いじめや不登校などの問題に対し、スクールカウンセラー等による相談や教育支援センター「子ども未来塾」における指導の充実に努めるほか、「こども家庭センター」等と連携し、児童生徒の安全確保、社会的自立と学校への復帰等を支援します。

■学校と地域との連携強化

地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクールの充実や中学校部活動の地域移行について、学校施設の利活用のほか、地域の施設や人材を生かした活動の推進、地域人材の育成など、地域連携の強化・充実に努めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
2-2-1	統合小中学校の建設事業	教育委員会
2-2-2	校務支援システム導入事業	教育委員会
2-2-3	英語指導助手の配置事業	教育委員会
2-2-4	I C T 教育推進事業	教育委員会
2-2-5	就学支援事業	教育委員会
2-2-6	教育支援センター事業	教育委員会
2-2-7	放課後子ども教室活動事業	教育委員会

【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
統合小中学校建設の進捗状況	0.0%	100.0%
英語検定受検者数	98 人	120 人
放課後こども教室開催回数	41 回	45 回
「家庭学習の習慣化」の割合	75.0%	80.0%

【主な取り組み】

2-3 健やか・安全・便利な村づくり

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■「しょうわライフプラン」に基づく健康づくりの推進

「しょうわライフプラン」に基づき、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・睡眠」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」の生活習慣の改善、「がん」、「糖尿病」等の生活習慣病の発症予防・重症化予防をはじめとする各分野の目標値の達成に向け、行政としての具体的な取り組みを推進するとともに、住民や地域・団体等の自主的な取り組みを促進します。

■地域医療の維持・充実

住民が安心して医療を受けることができるよう、広域的連携のもと、二次医療圏における医療体制及び「地域医療センター（沼田市）」による休日の医療体制の維持・充実に努めるとともに、これらの医療機関に関する情報提供の充実を図ります。

■消防団の充実

団員確保対策の強化をはじめ、団員の資質の向上や施設・設備の更新、組織の再編を図り、消防団の充実を促進します。

■常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・設備の更新を図り、常備消防・救急体制の充実を進めるほか、山林火災や大規模火災を想定した訓練を常備消防と消防団との合同で実施し、消防力の強化を図ります。

■住民の防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や各種訓練の実施などにより、住民の防火・防災意識の高揚を図るほか、地域防災の要となる自主防災組織について、未結成の行政区に対して結成を促すとともに、既に結成した行政区については、その組織力の維持・強化を促進します。また、災害ボランティアの育成に努めます。

■災害時の情報伝達体制の維持・充実

防災行政無線や緊急告知FMラジオ、昭和村情報メール等の複数の情報伝達体制の維持・充実を図ります。

■避難誘導体制の維持・充実

大規模災害が発生、または発生する恐れがある場合に備え、適切な避難勧告・避難誘導が行える体制の維持・充実を図るほか、避難所等について、食糧や資機材等の備蓄品の更新を適宜行い、機能強化を図ります。

■要配慮者の避難支援体制の充実

地域の関係団体及び地域住民と連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援体制の充実を図ります。

■公共交通の維持・充実

住民をはじめ来村者や観光客の利便性・安全性の一層の向上に向け、公共交通について、その維持を図るための取り組みを進めるほか、デマンドバス「ベジバス」について、利用方法の周知徹底、住民ニーズを踏まえた運行の充実を進めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
2-3-1	健康づくり推進事業	健康福祉課
2-3-2	自主防災組織の組織化推進事業	総務課
2-3-3	備蓄倉庫・物品整備事業	総務課
2-3-4	災害ボランティア育成事業	健康福祉課
2-3-5	消防団装備整備（機能強化）事業	総務課
2-3-6	災害情報伝達システム整備事業	総務課
2-3-7	住民ニーズに適応した乗合バス運行事業	総務課
2-3-8	公共交通地域間連携事業	企画課

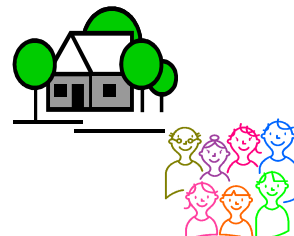
【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
定期的な運動習慣のある人の割合（1日30分以上、週2回以上継続している割合）	24.4%	40.0%
自主防災組織結成地区数	5地区	33地区
災害ボランティア登録者数	17人	25人
デマンドバス利用人数	5,209人	7,300人

3 新しい人の流れの創出と昭和村ファンの拡大

【基本的方向】

昭和村を繰り返し訪れる観光客や昭和村を応援してくれる関係人口などの昭和村ファンの拡大、観光・関係から移住への展開を目指し、観光機能の強化や移住・定住の促進、関係人口の拡大に向けた取り組みを重点的・戦略的に進めます。



【主な取り組み】

3-1 観光機能の強化

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■道の駅の充実

本村の観光・体験の拠点施設である道の駅「あぐリーむ昭和」について、集客力の向上と産業振興を目指し、施設の充実を図ります。

■体験・交流・リピート型観光の展開

道の駅「あぐリーむ昭和」を中心とした野菜収穫体験などを充実させるとともに、広大な農地や美しい山並みを眺めながら村内を周遊することができるレンタサイクル事業などを充実させ、体験・交流・リピート型の観光機能の強化を図ります。

■祭り・イベントの充実

「さくらまつり」や「昭和の秋まつり」、「ウインターフェスティバル」や道の駅「あぐリーむ昭和」での各種イベント、さらには総合エンターテインメント企業との連携による「お笑いライブ in 昭和村」などの祭り・イベント等を充実させ、観光客や関係人口の拡大を目指します。

■広域観光体制の充実

広域的連携のもと、サイクルツーリズムをはじめとする体験型・滞在型の観光機能の強化、広域的な集客活動の展開など、広域観光体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
3-1-1	道の駅「あぐりーむ昭和」規模拡大事業	産業課
3-1-2	昭和の森経営改善支援事業	企画課
3-1-3	宿泊施設整備事業	企画課
3-1-4	新たな観光ルート構築事業	企画課
3-1-5	利根沼田観光連携事業	企画課
3-1-6	森林利活用事業	産業課
3-1-7	観光プロモーションツール整備事業	企画課

【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
観光入込客数	782,700 人	900,000 人
道の駅「あぐりーむ昭和」入込客数	658,000 人	750,000 人
赤城山船ヶ鼻登山道入山届出数	90 人	200 人

【主な取り組み】**3-2 定住・移住の促進と関係人口の拡大****【主要施策】**（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）**■空き家対策の推進**

良好な生活環境を保全するため、第2期空家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家について、適正管理を促すための助言・指導等を行うほか、空き家の解体に関する支援制度の周知と活用を促進します。

■宅地の販売と住宅建設の促進

造成した宅地について、様々な情報媒体を活用して村内外への情報発信を行い、早期販売及び住宅建設の促進に努めます

■空き家バンクの充実

空き家の活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンク制度の充実を図ります。

■移住・定住に関する相談体制の充実

移住・定住に関する相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、相談体制の強化を図ります。

■移住・定住に関する経済的支援の推進

定住することを目的に村内に住宅を新築する場合、一定の要件を満たした人に建設補助金を交付する新築住宅建設補助金制度や東京圏からの移住者で一定の要件を満たした人に支援金を交付する移住支援金制度の周知と活用促進に努めます。

■情報発信・プロモーション活動の推進

村の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミ、移住イベントをはじめとする様々な情報媒体の活用、総合エンターテインメント企業との連携等により、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

■地域おこし協力隊の活用

移住・定住施策への地域おこし協力隊の活用を図るとともに、任期満了後の本村への定住を支援します。

■ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、村づくりの財源としての有効活用、関係人口の拡大に向け、寄附件数の増加に向けた取り組みを進めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
3-2-1	空き家解体補助金事業	企画課
3-2-2	空き家活用促進事業	企画課
3-2-3	住宅地確保事業	企画課
3-2-4	住環境整備事業	企画課 建設課
3-2-5	移住者支援事業	企画課
3-2-6	新築住宅建設補助金事業	建設課

【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
空き家解体補助金活用件数	4 件	8 件
空き家バンク登録件数	0 件	3 件
移住相談件数	12 件	25 件
新築住宅建築棟数	30 棟	35 棟

4 住民主体の村づくりとデジタル化、公共施設の更新

【基本的方向】

これまでみてきた1～3の基本戦略を積極的かつ効率的に展開するための共通の推進体制・基盤として、住民をはじめ本村にかかわる多くの主体の参画と協働、デジタル技術の有効活用、公共施設の更新に向けた取り組みを重点的・戦略的に進めます。



【主な取り組み】

4-1 住民主体・協働の村づくり

【主要施策】（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）

■地域コミュニティ活動の活性化支援

各行政区における様々な活動の活性化を図るため、コミュニティ補助金の支給や関係機関によるコミュニティ助成事業の活用を図るほか、自主的・主体的に取り組む事業を支援するため、新たな支援制度の創設について検討していきます。

■広報・広聴活動の充実

住民と行政との情報共有体制の強化に向け、「広報しょうわ」やホームページ、SNS、昭和村情報メール等による広報活動の充実を図るとともに、意見箱の設置やホームページの問い合わせ等による広聴活動の充実を図ります。

■各種計画策定への住民参画・協働の促進

村の各種計画の策定や検証、見直しにあたって、審議会・委員会やアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、住民の参画・協働を促進します。

■行事の運営や施設の管理等への住民参画・協働の促進

文化行事やイベントの企画・運営等への住民参画・協働を促進するとともに、公共施設の整備や管理・運営等への住民及び民間の参画・協働を促進します。

■「村づくり協力委員会」との連携強化

村政全般に関する提言・要望の把握と反映、行政や議会等との協働による様々な活動の促進に向け、「村づくり協力委員会」との一層の連携強化を図るとともに、住民に対し、同委員会及びその活動に関する情報発信に努めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
4-1-1	行政区活動活性化支援事業	総務課
4-1-2	行政区活動拠点整備支援事業	総務課
4-1-3	行政情報共有体制強化事業	総務課 企画課

【K P I】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
住民の行政区加入割合	86.2%	88.0%
行政区活動拠点整備数（新設・改修）	1 件	2 件
「コミュニティ活動の状況」住民満足度	29.1%	40.0%
「広報しようわ」を読んでいる人の割合	93.8%	95.0%

【主な取り組み】**4-2 デジタル化の推進と公共施設の更新****【主要施策】**（前期基本計画より重点的・戦略的に取り組む施策を抽出）**■行政のデジタル化の推進**

住民の利便性の向上と行政機能の高度化・効率化に向け、行政手続のオンライン化、基幹系システムの標準化・共通化、A I や R P A 等のデジタル技術の導入を行うとともに、これらを安全かつ円滑に進めることができるよう、セキュリティ対策の徹底を図ります。

■地域社会のデジタル化の推進

地域課題の解決や地域活性化、住民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めるほか、すべての住民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバйд対策の推進、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

■地域の情報通信基盤の充実

村全域に整備されている光ファイバ網の活用促進をはじめ、防災行政無線やテレドーム、緊急告知F Mラジオ、昭和村情報メールの維持・充実、有効活用に努めます。

■公共施設の総合的な管理の推進

老朽化が顕著となっている公民館や福祉センターをはじめとする各公共施設について、将来的な配置の最適化、住民の利便性の向上、そして費用対効果等を十分に勘案し、公共施設等総合管理計画及び個別施設の見直し・策定を適宜行いながら、施設の大規模改修や建て替え、複合化、廃止等を総合的・計画的に進めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
4-2-1	電子行政共同事務化調査事業	総務課 企画課
4-2-2	行政手続きオンライン化事業	企画課
4-2-3	地域社会・産業デジタル化推進事業	企画課
4-2-4	公共施設改修・転用・複合化事業	施設管理担当課
4-2-5	公共施設除却事業	施設管理担当課
4-2-6	公共施設LED照明導入事業	施設管理担当課
4-2-7	公民館活用事業	教育委員会

【KPI】

指標名	実績値（R5）	目標値（R11）
マイナンバーカード交付率	78.4%	80.0%
公共施設（建物）の老朽化率	54.8%	50.0%
公共施設のLED照明導入施設数（体育施設含む）	2 施設	7 施設
「デジタル化の状況」住民満足度	16.9%	45.0%
村の講座や教室等を利用した生涯学習活動をした人の割合	8.2%	9.0%

資料編

1 昭和村第6次総合計画策定の経過

実施時期	経過等
令和6年1月15日～1月29日	「村民アンケート調査」を実施。対象者数1,000人、回答者数858人、回答率85.8%
令和6年6月27日～28日	第5次総合計画の達成状況と第6次総合計画策定のための各課ヒアリングを実施
令和6年6月28日	村長インタビューの実施
令和6年9月2日	第1回庁内総合計画策定委員会を開催 基本構想策定に伴う留意点等を説明
令和6年10月1日	第1回総合計画審議会を開催
令和6年10月30日	第2回庁内総合計画策定委員会を開催 基本構想策定に伴う各課意見のとりまとめ及び補修正の実施
令和6年11月29日	議会全員協議会において、第6次総合計画の基本構想素案及び今後のスケジュールについて説明
令和7年2月3日	第3回庁内総合計画策定委員会を開催 前期基本計画の補修正の実施及び総合戦略の策定に伴う留意点等を説明
令和7年2月17日	第2回総合計画審議会及び第1回総合戦略推進会議を開催
令和7年2月25日～3月14日	第6次総合計画基本構想・前期基本計画・総合戦略素案に対するパブリックコメントを実施
令和7年2月26日	議会全員協議会において、第6次総合計画基本構想・前期基本計画・総合戦略素案及び経過を説明
令和7年3月14日	第6次総合計画基本構想を議会上程
令和7年3月17日	第3回総合計画審議会及び第2回総合戦略推進会議を開催

2 第6次総合計画審議会委員名簿

No.	役職名	氏名	役職名	備考
1	会長	片 柳 悦 夫	議会議長	
2	副会長	堤 義 樹	区長会長	
3	委員	阿 部 孝 司	議会総務民生常任委員長	
4	〃	林 幸 司	議会村づくり対策特別委員長	
5	〃	林 昭 彦	農業委員会会長	
6	〃	佐 々 木 淳	農業委員会副会長	
7	〃	小 野 和 好	教育長	
8	〃	須 田 善 子	民生児童委員会会長	
9	〃	金 子 俊 春	J A 利根沼田南部支店長	
10	〃	諸 田 郁 夫	商工会長	
11	〃	金 井 圭 太	商工会青年部長	
12	〃	横 坂 晃	消防団長	
13	〃	竹之内 美智枝	女性防火クラブ会長	
14	〃	高 橋 郁 裕	P T A 連絡協議会長	
15	〃	後 藤 政 昭	村づくり協力委員会会長	
16	〃	林 二 美	村づくり協力委員会副会長	
17	〃	堤 福 夫	J A 久呂保青年部長	
18	〃	川 端 和 也	J A 系之瀬青年部長	
19	〃	堤 裕 史	スポーツ推進委員会会長	
20	〃	堤 美 徳	総務課長	

3 昭和村総合戦略推進会議委員名簿

No.	氏名	役職名
1	阿 部 孝 司	議会総務民生常任委員長
2	林 幸 司	議会村づくり対策特別委員長
3	林 昭 彦	農業委員会長
4	須 田 善 子	民生児童委員会長
5	青 木 美穂子	教育委員教育長職務代理
6	竹之内 美智枝	女性防火クラブ会長
7	飯 塚 昭 雄	商工会経営指導員
8	後 藤 政 昭	村づくり協力委員会長
9	牧 野 勇 一	利根郡信用金庫昭和支店長
10	室 田 か え で	P T A 連絡協議会母親委員長
11	加 藤 将 之	グリーンスコーレ(株)代表取締役
12	堤 美 徳	総務課長

昭和村第6次総合計画
SHOWA未来プラン2034
ともにつくろう 輝く昭和村

発行日 令和7年3月

発行 昭和村

〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

TEL0278-24-5111 FAX0278-24-5254

編集 昭和村役場企画課
